

ハンセン病を正しく理解しましょう

ハンセン病は、遺伝病ではなく、極めて病原性の弱い細菌による感染症です。この菌を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前から名付けられました。現代の日本では発症することは少なく、また発症しても治療方法が確立されており、不治の病気ではなくなりました。

本市には「長島愛生園」と「邑久光明園」の二つの国立療養所があります。昭和63(1988)年に長島と本土との間に邑久長島大橋が開通し、

療養所と社会を1本の道でつなぐことになりました。この橋は「人間回復の橋」と呼ばれています。

私たち一人一人が、ハンセン病についての正しい知識と理解を持つことが、これまで長く続いてきた社会的に根強く残る偏見や差別をなくするための第一歩です。そして患者や元患者の皆さんと家族が安心して暮らせるように支援しましょう。

■問い合わせ先

人権啓発室 ☎0869-22-3922

6月1～7日はHIV検査普及週間

わが国におけるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者およびエイズ患者の新規報告数は、年間1,400人を超えています。中でも新規報告者の約3割の人はエイズを発症してから発見されており、発見の遅れが問題となっています。

備前保健所ではHIV検査普及週間に合わせて、次のとおり夜間検査を実施します。検査は匿名、無料で受けることができ、1週間後以降に結果をお伝えします。

また、この夜間検査以外にも毎月2回定例検査を行っています。

なお、エイズホットラインでは、電話相談も随

時行っていますので、感染に対する不安や検査に関することなど、お気軽にご相談ください。

①夜間検査

▷日時 6月4日(金)午後5～8時

※検査は予約制となっていますので、6月3日(木)午後5時までにお申し込みください。

②定例検査

▷日時 第1・第3金曜日 午前10時～午後3時

※予約が必要です。

■問い合わせ先・予約先

備前保健所保健課

☎086-272-5553(エイズホットライン)

瀬戸内市民病院コラム

食中毒予防の3原則

栄養科長 山田桂子(管理栄養士)



最近の食中毒は、暑い時期に限らず年中発生しています。住宅環境の向上や冷蔵庫への過信などがその一因のようです。食中毒予防の3

原則は、「細菌などを「付けない」「増やさない」「やっつける」です。そのためにも生鮮食品などの食材は、すぐに冷蔵保存し(長期間は禁)、調理する際にはよく洗浄し、十分加熱しましょう。調理後は、熱いものは熱く、冷たいものは冷たくと、おいしいうちに食べるように心掛けてください。

また、食中毒に感染しないためにはしっかりと手を洗う習慣を普段から身に付けておく必要があります。バランスの良い食生活や運動や休養をし、健康な体を維持することも大切です。

■問い合わせ先

瀬戸内市民病院

☎0869-22-1234

市民に信頼される病院を目指して

高齢者の皆さんへのサービスを紹介

市では、高齢者の皆さんへのサービスを次のとおり行っています。

事業の提供により、自立が阻害される恐れのある場合は対象外です。訪問調査を行うことがあります。

また、ここに記載した以外にも要件がありますので、詳細については、お問い合わせください。

①高齢者等見守り体制整備事業

家庭での突然の事故や病気のと看、ボタンを押して助けを呼ぶ事業です。月額550円の自己負担が必要です。

▷対象者 病弱な高齢者のみの世帯の人など

②配食による高齢者等見守り事業

見守りの手段として、食事の配達(月曜から金曜・1食のみ)を行う事業です。1食当たり350円から400円の自己負担が必要です。

▷対象者 調理が困難な高齢者のみの世帯の人など

③家族介護用品支給事業

寝たきり高齢者などを介護している家族に介護用品の一部を支給する事業です。

▷対象者 要介護4または5と認定された市民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している同居の家族

④家族介護慰労事業

要介護4または5と認定され、過去1年間介護サービスを利用しなかった高齢者などを同居で介護している家族に対し、10万円の慰労金を支給する事業です。

▷対象者 市民税非課税世帯であること

⑤軽度生活援助事業

在宅生活を自立して行っている高齢者のみの世

帯に対して、食材の買い物支援(自立支援サービス)や、家周りの軽微な手入れ支援(生活環境サービス)を行う事業です。自己負担が必要です。

▷対象者

・自立支援サービス

市内に住所を有しており、日常生活を営むことに支障がある65歳以上の高齢者のみの世帯の人で、介護認定を受けていない人

・生活環境サービス

市内に住所を有する75歳以上の高齢者のみの世帯で、介護認定を受けている人や、身体的、精神的疾患を理由に、自分で庭木などの剪定ができないため、近隣に迷惑を掛ける恐れのある人

⑥高齢者住宅火災警報器給付事業

消防法による住宅用火災警報器の設置義務の範囲内で、高齢者のみの世帯の人に対し、住宅用火災警報器を給付します。

▷対象者 次のすべての条件を満たす人

- ・市内に住所を有する前年所得税非課税世帯の人
- ・高齢者のみの世帯で、同一敷地内に家族が居住していない人
- ・持ち家または親族保有無償家屋に居住する人

■問い合わせ・申請先

いきいき長寿課 ☎0869-26-5948

保健福祉部邑久分室 ☎0869-22-1810

牛窓支所 ☎0869-34-3431

裳掛出張所 ☎0869-25-0004



民生委員・児童委員が交代

民生委員・児童委員は、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えて、サポートする一番身近な相談員です。

このたび邑久地区の民生委員・児童委員が交代しました。新しい委員を紹介します。

▷氏名 出井勝利さん

▷連絡先 ☎0869-22-2988

▷担当区域 昭和苑・カトレア団地

■問い合わせ先

福祉課 ☎0869-26-5941